

GPUプラットフォーム利用審査要領

GPUプラットフォームの利用申請(以下「申請」という。)に係る審査は、本要領により行うものとする。

1. 審査方針

審査にあたっては、おおいたAIテクノロジーセンター GPUプラットフォーム利用審査委員会設置要領(以下、「設置要領」という。)の目的を踏まえ、地域課題解決への有効性や、プロジェクトの将来性、事業展開の展望等を総合的に判断することを審査の基本方針とする。

2. 審査等

(1) 審査は、以下の形式要件を満たす申請者の申請内容について、書面審査により行うものとする。

形式要件

- a. 申請者の主たる事業所等又は地方拠点等が大分県内に所在すること。
- b. おおいたAIテクノロジーセンターの会員であること。

(2) 事務局は、前項の審査に先立ち、以下の調査等を行う。

- ・申請内容に虚偽が無いか(法人の存在確認等含む)
- ・申請内容が公序良俗に反するものでないか
- ・申請者は本環境を取り扱えるスキルを有しているか
- ・その他審査員が求める追加の事項

(3) 審査委員会は、申請者からの提出された資料及び申請書類を踏まえ、次の審査の観点により審査を行う。

3. 審査の観点

① GPUサーバーを利用した計算が妥当な取組であるか

② 以下のいずれかに当てはまるか

- ・県内の課題解決に資するサービス開発等であるか
- ・県内企業において、自社のサービス開発等により新たな事業展開が見込めるものであるか
- ・県内企業において、自社で活用するAI等の開発であるか

4. 利用可否の判断

3名以上が適当と判断した場合、利用を可とする。

附則

この要領は、令和7年6月1日から適用する。